

埼玉県教職員健康審査会規則

昭和49・7・23

教育委員会規則第21号（原文縦書）

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第6条の規定に基づき、埼玉県教職員健康審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審査会は、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を行う。

- 1 埼玉県教育局（以下「教育局」という。）及び県立学校その他の県立教育機関の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「教職員等」という。）の疾病に関して審査し、その治療の要否及び程度、勤務の可否、生活指導の内容等について判定すること。
- 2 教職員等を採用しようとする場合において、健康状態に関して審査し、教職員等としての適応性について判定すること。
- 3 前各号に掲げるもののほか、教職員等の健康管理について意見を述べること。

（組織）

第3条 審査会は、委員15人以内をもつて組織し、委員は、医学に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審査会に、委員の互選により、会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎月1回、臨時会は会長が必要と認めたとき開くものとする。
- 3 審査会の会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第6条 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第7条 審査会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 1 会議の日時及び場所
- 2 出席及び欠席した委員の氏名
- 3 議決事項
- 4 表決における賛否の数
- 5 議事の経過
- 6 その他必要な事項

2 会議録には、会長及び出席した委員のうちから会長が指名した2人の委員が署名するものとする。

(幹事及び書記)

第8条 審査会に、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、教育局の職員のうちから埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が任命する。
- 3 幹事は、審査会の所掌事務について委員を補佐する。
- 4 書記は、審査会の事務に従事する。

(関係者の出席)

第9条 審査会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、教育局教育総務部福利課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 教職員結核審議会規程（昭和28年埼玉県教育委員会規則第3号）は廃止する。

附 則

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する